

取消し

平成30年改正によって新設された事項

就職セミナー商法等 (不安をあおる告知)

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから^(※1)、**願望^(※2)の実現**に過大な不安を抱いていることを知りながら、**不安をあおり**、契約が必要と告げた。

例 就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と勧誘。

就職
できるか
不安



このままでは
一生成功しない。
このセミナー
が必要

- ※1 消費者の年齢によって定まるものではなく、中高年であっても該当し得るものです。
- ※2 進学、就職、結婚、生計、容姿や体型などの願望が挙げられます。

デート商法等 (好意の感情の不当な利用)

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから^(※1) **勧誘者に好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信**していることを知りながら、**契約しなければ関係が破綻すると告げた**。

例 SNSで知り合った男性と何度か連絡をして好きになった。宝石展示場に誘われて行ったところ、「買ってくれないと関係を続けられない」と男性から言われ契約。

別れたく
ない…



2人の
これからの
ために…

高齢者等が不安をあおられる (判断力の低下の不当な利用)

加齢や心身の故障により**判断力が著しく低下**していることから、**現在の生活の維持に過大な不安**を抱いていることを知りながら、**不安をあおり**、契約が必要と告げた。

例 加齢により判断力が低下した消費者に対し、「投資用マンションを買わなければ、定期収入がなく今のような生活を送ることは困難である」と告げて勧誘。

そう
かしら…



マンションを
買わないと生活が
苦しくなりますよ

靈感商法等 (靈感等による知見を用いた告知)

靈感等の特別な能力により、消費者に**そのままでは重大な不利益が生ずることを示して不安をあおり**、契約が必要と告げた。

例 「私は霊が見える。あなたには悪霊がついておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘。

病状
悪化…



この数珠を買えば
悪霊が去り
病状が良くなります

契約前なのに強引に代金を請求される等

(契約締結前に債務の内容を実施等)

契約締結前に、契約による**義務の全部又は一部を実施**し、実施前の原状の回復を著しく困難にした。

例 事業者が、注文を受ける前に、自宅の物干し台の寸法に合わせてさお竹を切断し、代金を請求した。

断り
にくい…



さお竹は
もう切ったから、
買って下さい

契約締結前に、**契約締結を目指した事業活動を実施**し、これにより生じた**損失の補償を請求する旨等を告げた**。

例 別の町の事業者から、マンション投資の勧誘で会ってほしいと言われ会ったが、「あなたのためにここまで来た、断るなら交通費を支払え」と告げ勧誘された。



あなたのために来た。
断るなら交通費払え!



私はまだ学生なのだが、事業者から「このままではお肌がぼろぼろになる。うちのエステが必要」と勧誘されてエステの契約をしてしまった。この契約を取り消すことはできるの？